

出国手続に関するご案内

本書面は、ご出国されるお客さまの証券総合口座の継続に係わる重要なご案内となります。

当社の定める範囲で証券総合口座を継続いただくこととなりますので、各留意事項等を確認のうえ、ご承諾のうえ、お手続きいただきますようお願ひいたします。

お手続方法

書類でのお手続きとなります。お客様のご契約・お取引状況により、ご提出いただく書類が異なります。内容をご確認のうえ、必要書類をご提出ください。

(お客さまのご契約状況は当社取引サイトにログイン後、「設定・申込」メニューの内容照会よりご確認いただけます)

■ 必要書類

書類名称		対象者
1 居住地変更に関する届出書		全員
2 特定取引を行う者の届出書		全員
3 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に係る宣誓書および同意書		米国へ出国されるお客さま
4 個人番号(マイナンバー)通知届出書		マイナンバーが未登録のお客さま
5 出国届兼(非課税口座)継続適用届出書		NISA口座を継続するお客さま
6 出国移管依頼書		ジュニアNISA口座を開設しているお客さま
7 非課税口座内上場株式等の非課税口座から特定口座への移管依頼書		NISA口座継続条件対象外、かつNISA口座の国内株式(現物)を特定口座へ移管されたいお客様

■ ご提出いただく本人確認書類(いずれか1種)

内国籍のお客さま	運転免許証(両面) <有効期限内/コピー>	個人番号カード(表面) <有効期限内/コピー>	住民票の写し(全項目) <発行から6ヶ月以内/原本>
外国籍のお客さま	在留カード(表面・裏面) <有効期限内/コピー>	特別永住者証明書(表面・裏面) <有効期限内/コピー>	

下記に該当する場合は、本人確認書類以外にもご提出いただく書類がございます。ご用意のうえ、あわせてご提出ください。

マイナンバーが未登録のお客さま	個人番号が確認できる書類(通知カード、個人番号カード等) 必要書類の詳細は「個人番号通知届出書」裏面をご確認ください。
NISA口座を継続するお客さま	海外転勤するご本人 異動辞令書<コピー可> ・異動辞令書<コピー可> ・異動辞令者との続柄がわかる書類 (発行から6ヶ月以内の住民票の写し等原本)

お手続にあたっての留意事項等

■ 継続保有できない商品は、書類の提出前にお客さま自身でご売却(または移管)ください。 信用取引、FX、先物・オプション取引等取引で建玉がある場合も事前に決済ください。

継続保有可能商品	
一般口座(課税口座)	国内株式(現物)
NISA口座	国内株式(現物) / 投資信託(外国籍、分配金再投資(累投)型を除く) / 外国株式

※ご出国先が米国の場合、米国株式は継続保有できません。

■ 各種サービスについて

- 各種積立プランは継続できません。出国前に事前に積立プランの中止をお願いいたします。
- 貸株サービスは継続できません。出国前に事前に返却ください。
- 定期自動入金(積立)、口座振替(その他金融機関からの自動引落)サービスはご利用いただくことができません。

■ 特定口座について

- 特定口座で保有している商品がない場合 : **特定口座は廃止いたします。**
帰国後、ご希望の場合、特定口座をあらためて開設ください。
- 特定口座で保有している商品がある場合 : **一般口座に振替のうえ、特定口座を廃止いたします。**
なお、帰国時に一定のお手続きをいただくことで再度特定口座へ戻すことが可能です。

裏面もご確認ください

■ NISA 口座について

- ・NISA 口座で保有している商品がない場合： NISA 口座は廃止いたします。
帰国後、ご希望の場合、あらためて開設ください。
- ・NISA 口座で保有している商品がある場合： 一定の条件を満たす場合、出国中も NISA 口座を継続することができます。

継続可能な ケース	対象	・海外転勤による出国 ・海外転勤に帯同する配偶者
	対象	「非課税口座継続適用届出書」を提出した日から5年を経過する日の属する年の12月31日まで適用されます。なお、この期間が終了するまでに「非課税口座帰国届出書」を提出しなかった場合は、NISA 口座は廃止され、NISA 残高は一般口座へ移管されます。
継続不可 ケース	対象	・「海外転勤」以外の事由による出国（自己都合、留学、自主的なボランティア活動等）

※国外転出時課税制度の対象となる場合も適用できません。また、ジュニア NISA は制度の対象外です。
国外転出時課税制度：出国時に合計 1 億円以上の有価証券等の対象資産を所有等している場合に、その対象資産の含み益に所得税及び復興特別所得税が課税される制度です。詳細は最寄りの税務署へご確認ください。

※ジュニア NISA 口座内で残高があるお客さまが出国する場合、「出国移管依頼書」が必要です。当社までご連絡ください。
なお、出国・帰国のタイミングによって、お手続き等が異なります。

■ ご出国日の前営業日までに、必要書類を不備なく受理した場合にお手続きを承ります。

ご記入事項に漏れや誤りがないか、出国中に継続保有できない商品やサービスの利用が残っていないか、あらかじめご確認ください。

お客様ご自身で売却または解約等の処理を行っていただけない場合や、非居住者となる旨の届出後に保有できない商品がある、また継続できない契約等がある場合は、当社の任意でお客様の計算において売却または解約いたします。

制約事項等

■ お取引等について

- ・出国期間中は取引規制を実施いたします。

すべての商品のお取引（売買等）ができません。帰国後、お手続きいただくことで取引規制の解除をいたします。帰国した際は速やかに当社までご連絡ください。

- ・原則、出金は承っておりません。

出国期間中、ご出金はできません。以上に伴い、ご入金も行わないようお願いいたします。なお、やむを得ない理由により出金をご希望の場合は、証券総合口座の解約を前提として出金を承ります。（当社までご連絡ください。）

- ・海外居住に伴う税金のサポートは承っておりません。

税務相談につきましては税理士へご相談ください。また、配当課税等の還付請求や更正請求、租税条約による源泉税率の減免手続や源泉徴収税額の還付請求等お受けできません。

■ その他留意点

- ・上場国内株式等の優待等送付先について

株式優待のお届け先を変更されたい場合、株主名簿管理人（当該銘柄を管理する信託銀行等）にご連絡のうえ、株主名簿管理人にてお手続きください。

- ・出国中に引越しした場合

国外連絡先が変更となった場合、速やかに当社までご連絡ください。なお、当社へ申告した国から別の国へ異動（例：イタリア→フランスへ引越し）した場合、居住地変更に関する届出が必要です。

- ・iDeCo のご契約があるお客さま

iDeCo の掛け金拠出状況や海外移住後の国民年金被保険者種別により選択肢が異なります。iDeCo カスタマーセンター（0120-870-301／受付時間：平日 9:00～17:00）へお問い合わせください。

・以下に該当する場合、期限までに必要書面を送付いただいても特定口座や NISA 口座の継続はできず、一般口座に払出しとなります。帰国後も特定口座や NISA 口座扱いとすることはできません。

出国中に継続保有できない商品やサービスの利用が残っている場合、または提出書類の内容に不備があり、手続きが完了せずに出国された（出国予定日を迎えた）場合。

三菱UFJ eスマート証券株式会社 御中

届出日

口座番号

現在の届出内容

※現在の届出内容の確認となりますので、必ず**太枠内全て**にご記入ください。

フリガナ

生年月日

氏名

フリガナ

住所

 1. 海外転居または非居住者へ変更の場合(お取引および出金が制限されます。)

私は、租税特別措置法第37条の11の3第1項又は第2項の規定の適用を受けることをやめたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の規定により、この旨届出ます。また、貴社が支払の取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入をやめたいので、租税特別措置法第37条の6第3項の規定に基づきこの旨届出ます。また租税特別措置法第9条の9及び同法第37条の14の2第1項から第4項、また、同法第9条の8及び同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けることをやめたいので、同条第20項の規定により、また、租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項の規定により、未成年者口座、非課税口座を廃止する旨届け出ます。

 帰国後に特定口座への再移管を希望します(残高は一般口座へ移管します。特定口座への再移管は所定の書面のご提出が必要です。)

租税特別措置法施行令第25条の10の7第4項の規定に基づき、特定口座を継続する旨届け出ます。保有株式が貸株契約中の場合、当社の手続きで貸株契約を解除いたします。

※「非居住者」とは

- ・国内に住所を有しない者、または現在まで引き続き1年以上住所を有しない者
- ・期間の定めのない海外転勤、海外留学等をする者

非居住者となる理由

- 長期海外赴任 長期海外留学
 その他(理由を明記:)

居住先の国

居住先の住所

※分かれる範囲でご記入ください。

出国日

※既に出国済の場合は出国日をご記入ください。

 2. 帰国または国内居住者へ変更の場合

※「居住者」とは

- ・国内に住所を有する者、または現在まで引き続き1年以上住所を有する者
- ・転勤等で日本国内での勤務期間が1年以上の者(未定の場合は原則入国時に居住者となります)

居住者となる理由

- 日本に帰国 その他(理由を明記:)

帰国日

ご提出いただく確認書類

※いずれか1通をご提出ください。

個人番号カード(表のみ)	運転免許証★	住民基本台帳カード(写真付)★	有効期限内のもの
在留カード☆	特別永住者証明書☆		
住民票の写し(全ページ必要)	印鑑登録証明書		発行日から6ヶ月以内のもの

★裏面に住所等の更新履歴の記載がある場合は、必ず裏面もご提出ください。

☆裏面についても必ずご提出ください。

※出国時の住所と異なる場合は、住所変更届をご提出ください。

※個人番号(マイナンバー)を一度も当社に通知されていない場合は、「個人番号(マイナンバー)通知届出書」および確認書類のご提出が必要です。

※「ご提出いただく確認書類」は、お名前・ご住所・生年月日・有効期限(発行日)が確認できるものに限ります。

※住民票の写し、印鑑登録証明書は原本をご提出ください。

記入例は
こちら

《社用欄》

<p>◎特定口座を開設する金融商品取引業者の営業所 ◎特定口座および特定管理口座を廃止する金融商品取引業者の営業所 ◎特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収選択口座を廃止する金融商品取引業者の営業所 ◎廃止する非課税口座が開設されている営業所 ◎廃止する未成年者口座が開設されている営業所</p>		廃止する非課税口座の記号又は番号	
		廃止する未成年者口座の記号又は番号	
<p>廃止する非課税口座に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分</p>		<p>《特定口座閉鎖に係る勘定の種類》 <input type="checkbox"/>特定保管勘定 <input type="checkbox"/>特定信用取引勘定 <input type="checkbox"/>特定上場株式配当等勘定 <input type="checkbox"/>特定管理勘定</p>	
<p>廃止する非課税口座に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分</p>		<p>【非課税管理勘定】 <input type="checkbox"/>平成26年 <input type="checkbox"/>平成27年 <input type="checkbox"/>平成28年 <input type="checkbox"/>平成29年 <input type="checkbox"/>平成30年 <input type="checkbox"/>令和1年 <input type="checkbox"/>令和2年 <input type="checkbox"/>令和3年 <input type="checkbox"/>令和4年 <input type="checkbox"/>令和5年</p> <p>【累積投資勘定】 <input type="checkbox"/>平成30年 <input type="checkbox"/>令和1年 <input type="checkbox"/>令和2年 <input type="checkbox"/>令和3年 <input type="checkbox"/>令和4年 <input type="checkbox"/>令和5年 <input type="checkbox"/>令和6年 <input type="checkbox"/>令和7年 <input type="checkbox"/>令和8年 <input type="checkbox"/>令和9年 <input type="checkbox"/>令和10年 <input type="checkbox"/>令和11年 <input type="checkbox"/>令和12年 <input type="checkbox"/>令和13年 <input type="checkbox"/>令和14年 <input type="checkbox"/>令和15年 <input type="checkbox"/>令和16年 <input type="checkbox"/>令和17年 <input type="checkbox"/>令和18年 <input type="checkbox"/>令和19年</p>	<p>廃止する未成年者口座に現に設けられている非課税管理勘定又は継続管理勘定の年分 ※該当する年分すべてにチェックする。</p> <p>【非課税管理勘定】 <input type="checkbox"/>平成28年 <input type="checkbox"/>平成29年 <input type="checkbox"/>平成30年 <input type="checkbox"/>令和1年 <input type="checkbox"/>令和2年 <input type="checkbox"/>令和3年 <input type="checkbox"/>令和4年 <input type="checkbox"/>令和5年</p> <p>【継続管理勘定】 <input type="checkbox"/>令和6年 <input type="checkbox"/>令和7年 <input type="checkbox"/>令和8年 <input type="checkbox"/>令和9年 <input type="checkbox"/>令和10年</p>
所在地	東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング24F	名称	三菱UFJ eスマート証券株式会社
部支店名	本店		

照合	登録	内容精査	本人確認	受入日

(個人番号の告知・本人確認書類の提示済)

特定取引を行う者の届出書

三菱UFJ eスマート証券株式会社 御中

私は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第10条の5第1項前段、第3項前段、第4項の規定に基づき、同条第8項第1号に規定する報告金融機関等である貴社※に対して特定取引を行う者の届出書を提出いたします。

※弊社は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第10条の5第8項第1号に規定する報告金融機関等にあたります。弊社と金融取引を行なうお客様は、同条第1項前段、第3項前段、第4項の規定により、本届出書を弊社に届け出ていただくこと、または居住地国に変更があった場合は、以下の内容を弊社に届け出ていただく必要があります。また、同条第2項及び第7項の規定により、弊社から本届出書の届け出をお願いすることがあります。なお、弊社では、同条第1項後段、第3項後段、第5項の規定により届け出ていただいた内容の確認を行なうほか、居住地国が一定の国のお客様については、同法第10条の6第1項の規定により口座残高等の情報を所轄税務署長に報告することが義務付けられておりますので予めご了承ください。

届出内容

届出日

口座番号

フリガナ

生年月日

お名前

ご住所

※日本国内のご住所をご記入ください。

未成年口座の場合、現在の届出内容、ご署名等その他項目におかれましても未成年者様の内容をご記入ください。

届出区分 ※□を入れてください。

新規 変更 (以前届けた内容を変更する場合は、変更に□し、変更後の内容をご記入ください)

※海外へ出国する場合は「②日本国のみ以外」をご選択ください。

居住地国(納税地国)区分

※□を入れてください。

居住地国(納税地国)は日本国のみですか(日本国外に納税する国がある場合は②をご選択ください。)

①日本国のみ ②日本国のみ以外 ⇒②を選択した場合は以下についてご記入ください。

※上記の居住地国(納税地国)区分で「②日本国のみ以外」を選択された場合、以下に海外の居住地国情報をご記入ください。

※出国時点での居住地国情報が不明な場合、可能な範囲で以下にご記入のうえご提出ください。

※居住地国に変更があってから3ヶ月以内に以下の内容についてご連絡ください。

ご署名ください。

ご署名

ご署名

ご本人様の自署(楷書体)、英字の場合はブロック体にてご記入ください。

上記の内容が正しいことを誓います。また、居住地国に変更があった場合は、3ヶ月以内に特定取引を行う者の届出書により申告します。

「居住地国(納税地国)が「日本国のみ以外」を選択した場合は以下についてご記入ください。

居住地国(納税地国) (1)	居住地国 納税者番号	国名をご記入ください				納税者番号をご記入ください		
外国納税者番号を記載できない理由 ※□を入れてください。		<input checked="" type="checkbox"/> 1)付与されていない <input checked="" type="checkbox"/> 2)法令で第三者提供が禁止されている						
英語表記	Name	First		Middle		Last		
	Address	House Name, Number, Street						
		Town/City/Province/County/State						
Country				Postal Code/Zip Code				

理由をご記入ください

当社登録住所の所在国と居住地国・地域が異なる場合の事情

※居住地国(納税地国)が2カ国以上ある場合は、裏面にご記入ください。

※裏面に記載の「本人確認書類」を同封ください。

裏面もご確認ください

記入例は
こちら



「居住地国(納税地国)が「日本国のみ以外」を選択した場合は以下についてご記入ください。

居住地国 (納税地国) (2)	居住地国 納税者番号	国名をご記入ください			納税者番号をご記入ください		
	外国納税者番号を記載できない理由 ※□を入れてください。		<input type="checkbox"/> 1)付与されていない <input type="checkbox"/> 2)法令で第三者提供が禁止されている				
	英語表記	Address	House Name, Number, Street				
Town/City/Province/County/State							
Country				Postal Code/Zip Code			
居住地国 (納税地国) (3)	居住地国 納税者番号	国名をご記入ください			納税者番号をご記入ください		
	外国納税者番号を記載できない理由 ※□を入れてください。		<input type="checkbox"/> 1)付与されていない <input type="checkbox"/> 2)法令で第三者提供が禁止されている				
	英語表記	Address	House Name, Number, Street				
Town/City/Province/County/State							
Country				Postal Code/Zip Code			
居住地国 (納税地国) (4)	居住地国 納税者番号	国名をご記入ください			納税者番号をご記入ください		
	外国納税者番号を記載できない理由 ※□を入れてください。		<input type="checkbox"/> 1)付与されていない <input type="checkbox"/> 2)法令で第三者提供が禁止されている				
	英語表記	Address	House Name, Number, Street				
Town/City/Province/County/State							
Country				Postal Code/Zip Code			
居住地国 (納税地国) (5)	居住地国 納税者番号	国名をご記入ください			納税者番号をご記入ください		
	外国納税者番号を記載できない理由 ※□を入れてください。		<input type="checkbox"/> 1)付与されていない <input type="checkbox"/> 2)法令で第三者提供が禁止されている				
	英語表記	Address	House Name, Number, Street				
Town/City/Province/County/State							
Country				Postal Code/Zip Code			

ご提出いただく本人確認書類

※いずれか1つをご提出ください。 ★は裏面もコピー

<input type="checkbox"/> 運転免許証★	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付)★	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/> 在留カード★	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書★
		<small>(コピー不可)</small>		
<input type="checkbox"/> 住民票の写し(全頁必要)	<input type="checkbox"/> 個人番号カード(表面のみ)	<input type="checkbox"/> 旅券(パスポート)(顔写真、所持人記入欄ページ)		
<small>(コピー不可)</small>		<small>(所持人記入欄がないパスポートは不可)</small>		

※本人確認書類は、**氏名・住所・生年月日・有効期限(発行日)**が確認できるもの、
有効期限内もしくは発行日から6ヶ月以内のものに限ります。

《社用欄》

本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 住民票の写し	<input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券(パスポート)
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/> 個人番号カード
<input type="checkbox"/> 各種年金手帳	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード
	<input type="checkbox"/> その他()

内部管理責任者	照合	登録	内容精査	本人確認	受入日

外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に係る
宣誓書および同意書

三菱UFJ eスマート証券株式会社 御中

届出日

口座番号

現在の届出内容

※現在の届出内容の確認となりますので、必ず**太枠内全て**にご記入ください。

フリガナ

生年月日

氏名

フリガナ

住所

1. 以下の事項についてご記入ください。

- 私は米国市民(米国籍保有)又は米国居住者(米国永住権(グリーンカード)保有者含む)である。

- 米国滞在日数が当年を含む過去3カ年で183日以上*である。

- 上記いずれかに該当する方の配偶者または21歳未満の子供(未婚)である。

*前々年の滞在日数の6分の1、前年の滞在日数の3分の1、
当年の合計で183日以上

お客様属性

FATCAステータス記入欄 (いずれかにチェックください)

個人

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 米国市民(米国籍保有者)及び米国居住者ではない |
| <input checked="" type="checkbox"/> 米国市民(米国籍保有者)又は米国居住者(グリーンカード保有者含む)である ⇒ 2へお進みください |

2. 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に係る同意書

<記入例>

氏名(Name)	住所(Address)	米国納税者番号
KOUTAROU KABU	3-2-5 KASUMIGASEKI BLDG24F, KASUMIGASEKI,CHIYODA-KU,TOKYO	1234567890

三菱UFJ eスマート証券 御中

- 私の氏名、住所及び米国納税者番号は以下のとおりです(ローマ字でご記入ください。)。

氏名(Name)	住所(Address)	米国納税者番号

3. ご申告内容の確認 **すべてのお客さまがご記入ください**

以下の内容を確認いただきチェックボックスにチェックください

- 私は、裏面の「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に基づくお客様情報の提供について」を確認しました。
- 私は、三菱UFJ eスマート証券株式会社が、「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」の規定に則り、私に関する情報等を米国税務当局に対し提供することについて同意します。

上述の内容が正しいことを誓います。

ご記入日 : (西暦) 年 月 日

署名 : _____

記入例は
こちら

外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に基づくお客さま情報の提供について

米国政府及び日本政府からの要請により、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)上の報告対象として、次の(ア)(イ)(ウ)に該当する場合(該当する可能性があると当社が判断する場合を含みます)、米国税務当局における課税執行のため、当社はお客様の情報(氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号^(注1)、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局^(注2)に提供することがあります。

(ア)米国における納税義務のある自然人^(注3)、法人又はその他の組織

(イ)米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

(ウ)FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、運用外受益者として扱われる者を除きます)

なお、当社は個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、お客様の個人情報を適切に取り扱い、上述の米国税務当局における課税執行のために米国税務当局に提供する目的及び当社の個人情報保護指針^(注4)で定める利用目的以外の目的では利用いたしません。

(注)1. 米国納税者番号を有していない場合は同番号入力欄への記入は不要です。

2. 米国における個人情報の保護に関する制度及び米国税務当局(内国歳入庁)が講じる個人情報保護の措置に関する情報は下記の通りです。

①米国における個人情報の保護に関する制度

米国では、一部の州を除いて包括的な個人情報保護法令は存在しませんが、米国はAPECのCBPRシステムに加盟しているため、個人情報の保護に関する制度について、概ね我が国と同等の保護が期待できると考えられています。また、当社が適切かつ合理的と考える方法で調査した限り、お客様の権利や利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度はございません。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する詳細な情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載されていますのでご参照ください。

②米国税務当局(内国歳入庁)が講じる個人情報保護の措置に関する情報

米国内国歳入庁は、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じています。

3. 米国における納税義務のある自然人とは、米国市民(米国籍保有者)及び米国居住者をいいます。

4. 個人情報保護指針等、当社における個人情報の取扱いに関する事項は、当社ホームページ(URL:<https://kabu.com/company/policy/privacy.html>)でご確認いただけます。

FATCAステータス一覧

お客様属性	FATCA ステータス	分類
個人	米国人	米国市民(米国籍保有者)又は米国居住者

《社用欄》

照合	登録	内容精査	本人確認	受入日

非課税口座内上場株式等の非課税口座から特定口座への移管依頼書

三菱 UFJ e スマート証券株式会社 御中

届出日	西暦 年 月 日
-----	----------

口座番号								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

現在の届出内容

※現在の届出内容の確認となりますので、必ず太枠内全てにご記入ください。

氏名	フリガナ	生年月日	西暦 年 月 日
住所	フリガナ		

移管元 非課税口座明細

部支店名	部支店の所在地
本店	〒100-6024 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング24F
部支店コード	非課税口座の番号(当社口座番号)
000	
部支店名	部支店の所在地
本店	〒100-6024 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング24F
部支店コード	特定口座の番号(当社口座番号)
000	

下記の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定の非課税口座内上場株式等につき、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第27号の規定により、移管先の特定口座へ移管する旨依頼します。

移管希望年月日	年 月 日
□可能な限り早い日	

(※必ずご記入ください。最短日ご希望の場合は、「可能な限り早い日」にチェックしてください。振替希望日に振替ができない場合・ご記入がない場合は、最短日で手続きいたします。)

<移管を希望する非課税口座内上場株式等に係る情報>

株式:株数、CB:千円単位、ETF:口数、株式投資信託:口数、新株予約権:個

勘定年分 (買付した年)	種類	銘柄名	数量又は価額						備考
年分									
年分									
年分									
年分									
年分									

(留意事項)

- ・移管先の特定口座への移管は移管時の時価(終値に相当する金額)によって行われます。
- ・同一年の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する同一銘柄のうち、同日に他の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定非課税管理勘定へ移管する場合を除き、その一部を移管することはできません。したがって、同一年の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する同一銘柄は全て移管先の特定口座に移管する必要があります。

<社用欄>

照合	登録	内容精査	本人確認	受入日

出 国 届 出 書 兼 (非課税口座) 継 続 適 用 届 出 書

三菱UFJ eスマート証券 御中

私は、出国により、居住者及び恒久的施設を有する非居住者に該当しなくなることとなりましたので、租税特別措置法第37条の14第22項第2号の規定により、この旨届け出ます。

また、給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基づく租税特別措置法第37条の14第22項に規定する出国により、居住者及び恒久的施設を有する非居住者に該当しなくなることとなりましたが、同項第1号に規定する帰国をした後、再び貴社に開設している非課税口座において非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行うことを予定していますので、引き続き非課税口座の適用を受けるため、同号の規定によりこの旨届け出ます。

なお、出国の日の属する年分の所得税につき、国外転出時課税（所得税法第60条の2第1項）の適用を受ける者には該当しません。

■ 現在の届出内容（すべてご記入ください）

口座番号		届出日	西暦 20 年 月 日
氏名 (自署)	フリガナ	生年月日	西暦 年 月 日
住所	〒		

■ NISA 口座継続適用にあたっての確認事項（すべてご記入ください）

出国することとなった事情	<input type="checkbox"/> 給与等の支払者からの転任の命令 <input type="checkbox"/> 家族の海外転勤への帯同			※どちらか1つに✓をご記入ください。
給与等の支払者の名称等	名称			
	所在地			
出国（予定）年月日	西暦 20 年 月 日	帰国（予定）年月日	西暦 20 年 月 日	

■ ご提出いただく書類

出国手続関連書類・本人確認書類等とあわせて、以下の書類をご提出ください。

- 海外転勤するご本人 : 異動辞令書等のコピー
- 海外転勤に帯同する配偶者:異動辞令書等のコピー + 海外転勤する方との続柄がわかる書類の原本（発行から6か月以内の住民票の写し、戸籍謄本等）

■ ご留意事項

- 「非課税口座継続適用届出書」を提出した日から5年を経過する日の属する年の12月31日まで適用されます。この期間が終了するまでに「非課税口座帰国情報」を提出しなかった場合は、NISA口座は廃止され、NISA残高は一般口座へ移管されます。
なお、帰国後、「(非課税口座)帰国情報」をご提出いただくことにより、非課税口座において非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行うことができます。
- 出国期間中、NISA口座での新規買付はできません。（出国予定年月日から（非課税口座）帰国情報の提出日までの間においては、買付により取得した上場株式等を非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座に受入れることはできません。）
- 所得法第60条の2第1項に掲げる場合に該当し、非課税口座で保有する上場株式等について、国外転出の時における当該上場株式等の価額に相当する金額又は国外転出の予定日から起算して3月前の日における当該上場株式等の価額に相当する金額により譲渡したものとみなされる場合には、(非課税口座)継続適用届出書を提出はできません。
- ご出国日の前営業日までに、必要書類すべてを不備なく、当社が受理した場合にお手続きを承ります。
ご記入事項に漏れや誤りがないか、出国中に継続保有できない商品やサービスの利用が残っていないか、あらかじめご確認いただくようお願いいたします。

社用欄

非課税口座の記号 又は番号	非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、 累積投資勘定又は特定累積投資勘定の区分	本人確認書類	異動辞令書等	確認者	受入日
	<input type="checkbox"/> 非課税管理勘定 <input type="checkbox"/> 累積投資勘定 <input type="checkbox"/> 特定累積投資勘定 (特定非課税管理勘定)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（表面） <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 確認済		

（摘要）

個人番号(マイナンバー)通知届出書

三菱UFJ eスマート証券株式会社 御中

- 私は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」第十四条に基づく貴社からの個人番号通知の依頼に対し、金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務、法定書類の作成・通知事務、振替機関等への通知事務のため、個人番号を通知いたします。
- 私は、個人番号通知以降、新たに発生が予想される個人番号関係事務が生じた場合、改めて利用目的の特定および連絡を受けたうえで個人番号の通知を行います。
- 私は、株式等の譲渡の対価の受領者について行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第13項の規定により、上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当について同政令第16条第5項、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第51条第3項の規定により、個人番号を告知します。また株式等の譲渡の対価の受領者、上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当、配当等とみなす金額の交付、償還金等の交付に係る申請書につき、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第54条第2項、第49条第2項、第52条第2項、第55条、第56条の規定により個人番号を告知します。
- 特定口座について行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第3項により、非課税口座について同法律第8条第5項により、個人番号を告知いたします。

現在の届出内容		太枠内を全て ご記入ください。	届出日	口座番号
フリガナ	お名前			生年月日
フリガナ	ご住所			

※未成年口座開設の場合は、未成年者様(ご本人様)の情報を親権者様がご記入ください。

ご署名	ご署名ください。	ご本人様のお名前を自署にてご記入ください	※ご本人様の自署にてご記入ください。 ※黒色、又は、青色のペン等でご記入ください。(鉛筆不可)
-----	----------	----------------------	--

個人番号(マイナンバー)をご通知いただく場合は、確認書類のご提出が必要となります。

※ご提出いただく確認書類については **裏面** に記載しておりますのでご確認ください。

※ご提出いただきました書類は、原則、返却いたしません。書類に不備がございました場合、書類を返却することがございますが、個人番号(マイナンバー)の記載があります書類については返却いたしませんのでご了承ください。

裏面を必ずご確認ください

<社用欄>

確認書類(税)	①番 ②住 ③保 ④福 ⑤年 ⑥印 ⑦免 ⑧在 ⑨特 ⑩旅
確認書類(番)	①番 ②通+上記() ③住(番付)+上記()

責任者	照合	登録	受入日

ご提出いただく確認書類について

A、Bよりご選択いただき、「番号確認書類」から1点、「本人確認書類」から1点ご提出ください。

(Aをご選択の場合は個人番号カードのみで可。A、Bのいずれにおいても、外国籍のお客さまは必ず在留カード★または特別永住者証明書★が必要です。)

★コピー可 ただし表面と裏面のコピーが必要

	番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード ★	
B	住民票の写し(全ページ必要) ※個人番号記載のものに限ります。 ※コピー不可	運転免許証 ★
		住民基本台帳カード(写真付き) ★
		印鑑登録証明書 ※コピー不可

確認書類は、氏名・住所・生年月日が確認できる有効期限内もしくは発行日から6ヶ月以内のものに限ります。

※以下の場合、他の本人確認書類をもう1点ご提出ください。

・住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書に顔写真が無い場合

※書類は文字が確認できるものをご提出ください。書類が不鮮明な場合、再提出をお願いする場合があります。

※最新の住所(現在お住まいの住所)・氏名が記載されている通知カードのみ番号確認書類として利用可能です。変更事項の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。

返信用宛名ラベル



点線の切り取り線に沿って裁断してください。



日本郵便株式会社 にほんばし 蔵前郵便局 私書箱38号

三菱UFJ eスマート証券株式会社



103-8790

725

返信用宛名ラベルについてのご注意

- 1 印刷は**A4普通紙(白紙)**に、
白黒の印字でお願いします。
- 2 印刷する際は、サイズ変更(拡大・縮小)を
しないでください。
- 3 お手数ですが、封筒をご用意願います。
必ず定形サイズ(23.5cm×12cm 以内)の物を
ご使用ください。
- 4 はがれないようにしっかりと糊付け
してください。
- 5 各種書類及び本人確認書類の提出のみに
ご使用ください。



[貼付見本]



※当社は、お客様に封筒の印刷を委託いたします。
※第三者への譲渡等を禁止いたします。